第一章

計画の改定にあたって

1　計画策定から改定への背景・目的

● 区の施策を環境面から整理・体系化

本計画は、区の環境の保全に関する総合的・長期的な方針を示し、区民・事業者・区のすべての主体が、それぞれの立場で環境負荷低減に取り組むためのものです。望ましい環境像を明らかにし、良好な環境の確保に向けて区の施策を積極的に誘導していく役割を担っています。

加えて、本計画は、江東区長期計画の推進にあたっての環境分野での基本となる計画であり、長期計画で示された施策を環境面から実現しようとするものです。

そのため、本計画は、区の施策を環境という視点から整理・体系化するとともに、区が策定する個別計画や事業などに対して、環境の保全に関する基本的方向を示す計画として上位に位置づけられます。

● めまぐるしく日々変化する環境に関する動向

本計画は、公害の防止や快適な環境を保全・創出するために平成 10 年、平成 16 年、平成 22 年、平成 27 年とその時々の区を取り巻く社会情勢の変化に応じていくために内容を見直してきました。

平成 27 年 9 月の国連サミットで、発展途上国と先進国を含むすべての国に適用される普遍的な目標として、持続可能な開発目標《Sustainable Development Goals：SDGs（エスディージーズ）》を中核とする持続可能な開発のための 2030 アジェンダが採択されました。

持続可能な開発目標（SDGs）の 17 の目標

【出典】：国際連合広報センター

さらに、平成 27 年 12 月に開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）においては、国際社会が令和 2 年以降に取り組む地球温暖化対策の法的枠組としてのパリ協定が採択されるなど、環境に関する動向は日々めまぐるしく変化しています。

また、近年、世界的に話題となっている海洋ごみの中でも、特にマイクロプラスチック（5mm 以下の微細なプラスチックごみ）による生態系への影響についての懸念が示され、世界の国々では、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの製造・販売・使用が禁止になるなど、規制強化による代替製品の開発等が進められています。

● 国の環境基本計画

国の環境施策の大綱となる環境基本計画は、環境基本法に基づいて定められ、政府が一体となって進める施策とともに、地方公共団体、国民など多様な主体に期待する役割を示しています。

平成 30 年４月に策定された第五次環境基本計画では、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方も活用しつつ、「環境・経済・社会」の統合的向上の具体化に向けた分野横断的な６つの「重点戦略」を設定し、環境政策による「経済社会システム」、「ライフスタイル」、「技術」等のあらゆる観点からイノベーションを創出していくとしています。

また、経済や社会的課題の同時解決を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす新たな成長につなげると同時に、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方に基づき、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域資源を持続可能な形で最大限活用することで、経済・社会活動をも向上させるとしています。

さらに、そうした地域の特性に応じ、資源を補完し支え合う取り組みを進めるとともに、より幅広い関係者の間で連携を図っていくとしています。

● 東京都環境基本計画の策定

都は、東京都環境基本計画を平成 28 年 3 月に策定し、東京都長期ビジョンで示した環境政策を進化・発展させ、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会と大会後を見据え、環境政策と経済成長を両立させた「世界一の環境先進都市・東京」を将来像として掲げています。内容としては、「最高水準の都市環境の実現」、「サステナビリティ（持続可能性）」、「連携とリーダーシップ」の 3 つの施策展開の視点を踏まえた上で、「スマートエネルギー都市の実現」、「3R・適正処理の促進と『持続可能な資源利用』の推進」、「自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承」、「快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保」、「環境施策の横断的・総合的な取組」の５つの施策を展開していくとしています。

区では、前期計画の進捗状況を踏まえつつ、今後の区の環境施策に密接に関連するこうした国際社会をはじめとする国や都の環境に関する動向等を反映させることを目的に、後期計画として新たに計画の改定を行いました。

2　計画改定の視点

● 持続可能な開発目標（SDGs）と後期計画の施策体系との関連性を整理

本計画の改定にあたっては、前期計画で定めた６つの計画の柱に基づき、「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」の実現を目指すと同時に、持続可能な開発目標（SDGs）と区の環境施策との関連性を示し、世界的な目標の達成にも積極的に貢献していきます。

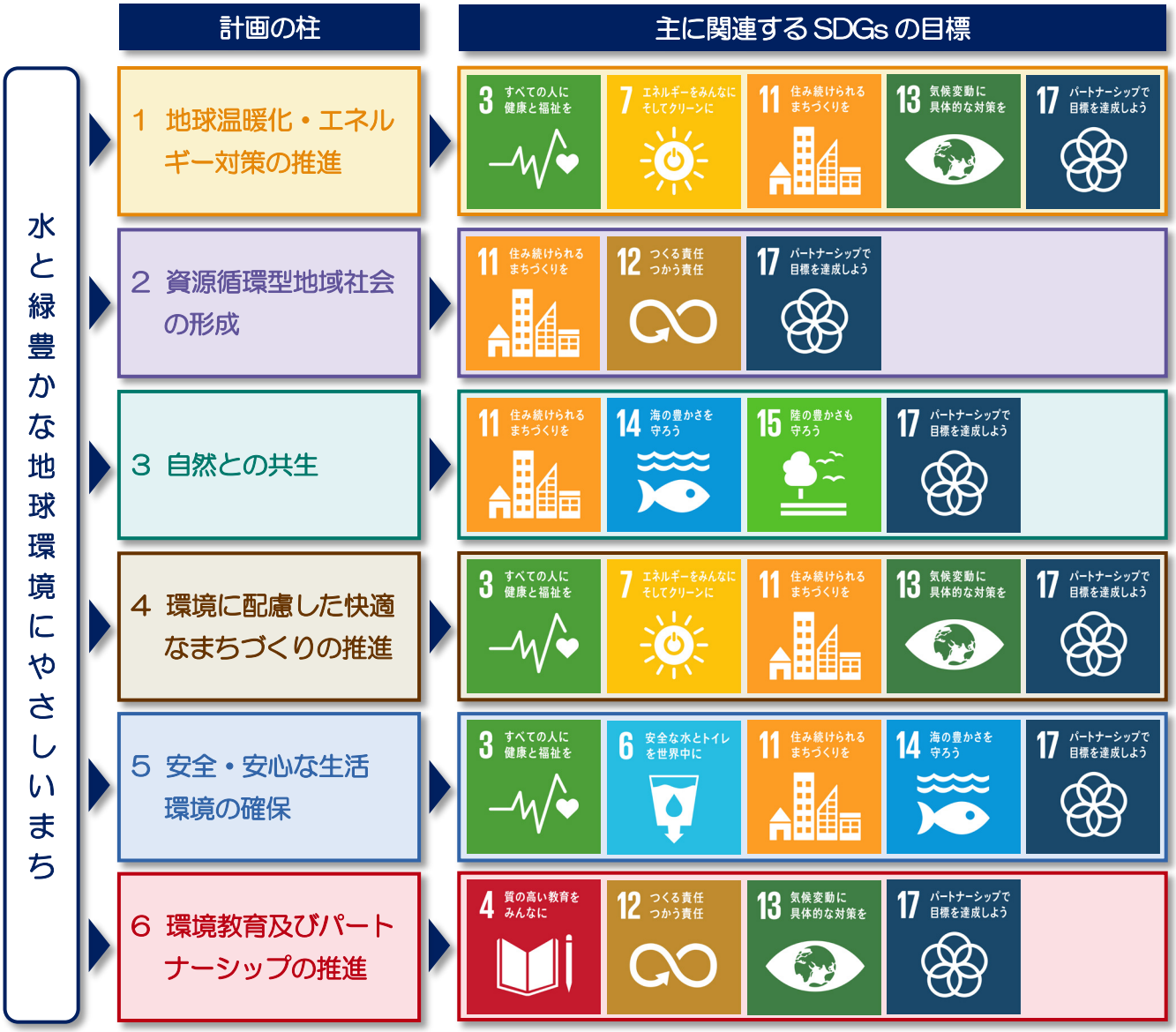

● 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーの視点を反映

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、環境に配慮した各種施策をレガシーとして受け継ぎ、発展させていきます。

● 前期計画期間の分析・評価と江東区長期計画の環境分野における視点を反映

前期計画期間の分析・評価を行った結果を反映するとともに、江東区長期計画の環境に関する施策との整合性を図ります。

3　計画期間

● 計画期間の中間年度である令和元年に改定を実施

今回の改定にあたり、本計画の計画期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間とします。

また、江東区長期計画と同時期に計画期間が開始し、同計画と整合が図られた環境の保全に関する総合的・長期的な方針を示す計画となります。

さらに、令和２年度から令和６年度を後期期間とし、後期期間終了後に計画の進捗状況のまとめを行い、新たな計画を策定します。

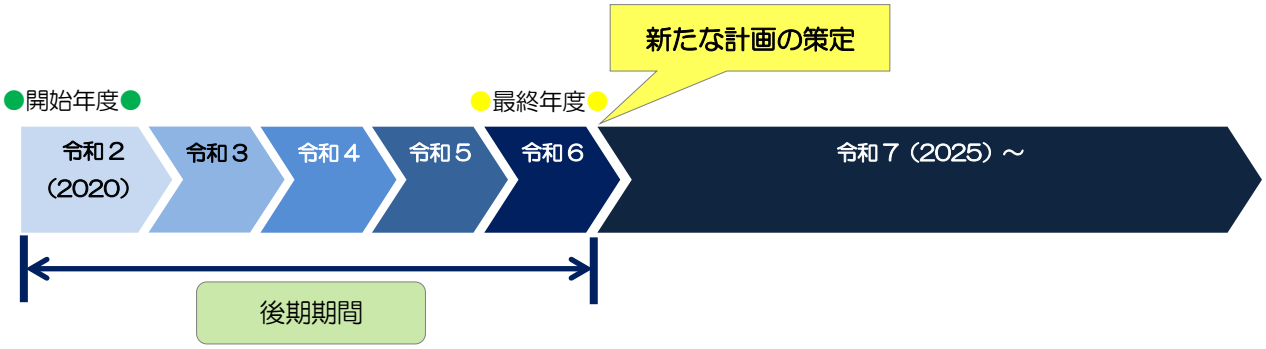

環境学習情報館 えこっくる江東 ～環境学習ナビゲーター たすけくんと仲間たち～

えこっくる江東については、92・100 ページをご覧ください。

4　計画の位置づけ

● 区の計画を環境面から支えます

本計画は、江東区基本構想（平成 20 年度～）、江東区長期計画（令和 2 年度～）を環境面で支えるものであり、江東区環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最上位計画になります。

また、地球温暖化対策を積極的に推進するため、分野別計画として、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の KOTO 低炭素プランを包含します。

区の環境関連計画の体系

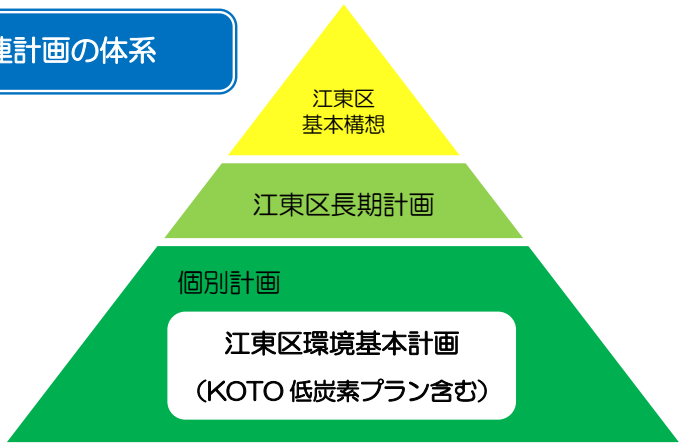

● 区全体の計画それぞれにおける環境面を整理し、体系化します

区の各計画を、本計画の「６つの柱」に体系化します。

地球温暖化・エネルギー対策の推進

◆チーム江東・環境配慮推進計画
（江東区地球温暖化対策実行計画（事務事業編））
◆江東区公共建築物等における木材利用推進方針

環境に配慮した快適なまちづくりの推進

◆江東区都市計画マスタープラン
◆江東区景観計画
◆江東区住宅マスタープラン
◆豊洲グリーン・エコアイランド構想
◆江東区自転車利用環境推進方針

資源循環型地域社会の形成

◆江東区一般廃棄物処理基本計画
◆江東区一般廃棄物処理実施計画
◆江東区分別収集計画

安全・安心な生活環境の確保

◆江東区地域防災計画

自然との共生

◆江東区みどりの基本計画

環境教育及びパートナーシップの推進

◆江東区青少年健全育成基本方針・推進要領及び事業要覧
◆教育推進プラン・江東（後期）
◆江東区食育推進計画（第三次）

関連分野	江東区住宅マスタープラン：環境に配慮した住まいづくり（省エネ、屋上緑化）、廃棄物の排出抑制等 江東区食育推進計画（第三次）：フードドライブ、体験学習、区民農園・田んぼの学校 江東区青少年健全育成基本方針：こども・若者の自然体験、クリーン作戦等

5　計画の目標

● 江東区基本構想

区の将来像を定め、まちづくりの基本的な指針となる江東区基本構想は、平成 21 年３月に策定されました。この基本構想では、概ね 20 年後を展望した区の姿を「みんなでつくる伝統、未来　水彩都市・江東」としています。

そして、その実現を図るため、５つの施策の大綱を定めています。その大綱の第一が「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」であり、区の環境行政の方向性を示すものです。

● 江東区長期計画

本計画は長期計画と密接に関連して、目標や取り組みなどを策定しています。長期計画において定められている環境に関する主な施策は以下のとおりです。

なお、長期計画についても、令和 2 年度からの 10 年間を計画期間とする新たな計画として策定が行われました。

江東区長期計画（環境に関する分野の抜粋）

基本施策１　水辺と緑に彩られた魅力あるまちの形成

■施策１　みどりの中の都市「CITY IN THE GREEN（シティ イン ザ グリーン）」の実現

取組方針

1．みんなでつくる水辺と緑
2．水辺と緑のネットワークの形成
3．公共施設の緑化

基本施策２　環境負荷の少ない地域づくり

■施策２　地球温暖化対策と環境保全

取組方針

1．みんなで取り組むエコ意識の向上
2．再生可能エネルギーの普及促進と省エネルギー対策
3．環境汚染の意識啓発と防止
4．まちの美化推進

■施策３　持続可能な資源循環型地域社会の形成

取組方針

1．持続可能な資源循環型地域社会実現に向けた啓発と情報発信
2．5R（リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）の推進
3．ごみの適正処理と資源化の一層の促進
4．事業系廃棄物の減量

● 江東区環境基本計画（後期）の目標―目指すべき江東区の環境像―

平成 27 年に策定した前期計画では、基本構想の施策の大綱である「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」を計画の目標と位置づけ、目指すべき区の環境像としました。そして、この環境像の実現により、江東区環境基本条例に定める４つの都市像である「環境配慮都市」、「自然共生都市」、「健康安全都市」、「快適文化都市」を実現していくこととしました。

今回の改定にあたっても、この「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」を計画の目標と位置づけ、目指すべき区の環境像とします。また、次ページに示すとおり計画を体系づけて、目標達成のための各種取り組みの展開を図ります。

江東区環境基本計画（後期）の目標

『水と緑豊かな地球環境にやさしいまち』

①萬年橋（都市景観重要建造物）

②清澄庭園

③豊洲ぐるり公園

④横十間川親水公園

⑤大横川

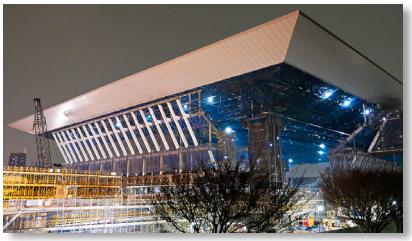
⑥東京アクアティクスセンター

⑦旧中川・川の駅

⑧小名木川クローバー橋

⑨荒川砂町水辺公園

⑩海の森水上競技場

【写真提供】：一般社団法人江東区観光協会（写真②～⑨）

区の木　クロマツ

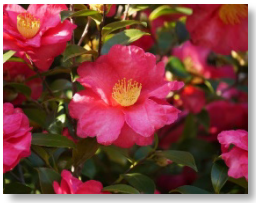
区の花　サザンカ

■江東区環境基本計画（後期）の施策体系

計画の目標	計画の柱	基本施策	具体的な取り組み	主に関連するSDGsの目標
水と緑豊かな地球環境にやさしいまち	1 地球温暖化・エネルギー対策の推進 ～KOTO 低炭素プラン～	1-1 地球温暖化対策の推進【緩和策】	●再生可能エネルギー、省エネルギー機器等の利用促進 ●事業者の省エネ対策の推進　●乗り物からの CO_2 排出削減 ●家庭の省エネ化の促進　●各主体が連携した取り組みの推進	3 7 11 13 17
		1-2 地球温暖化対策の推進【適応策】	●「風の道」の創出　●人工被覆面の熱環境の改善 ●人工排熱の抑制　●気候変動の影響による被害軽減	
	2 資源循環型地域社会の形成	2-1 ごみ減量と有効活用の推進	●資源循環型地域社会への理解促進　●５Ｒの推進 ●廃棄物の適正処理	11 12 17
	3 自然との共生	3-1 生物多様性の保全	●生物の生息空間の確保　●生物及び生育環境に関する情報発信 ●生物多様性保全の取り組みの推進	11 14 15 17
		3-2 公園・緑地の整備	●水辺と緑を活かした空間づくり　●身近なみどりを感じる空間づくり	
		3-3 水辺環境の整備	●「風の道」の創出　●水辺を活かした空間づくり	
	4 環境に配慮した快適なまちづくりの推進	4-1 低炭素まちづくりの推進	●エネルギーの利用効率の向上	3 7 11 13 17
		4-2 景観・美観の向上	●魅力ある景観の形成　●景観づくりへの参画意識の向上 ●まちの美化活動の推進　●放置自転車対策の推進	
	5 安全・安心な生活環境の確保	5-1 大気環境汚染防止対策の推進	●規制基準の遵守と大気環境に関わる情報発信 ●運輸部門、交通分野での大気汚染防止対策の推進 ●石綿の飛散防止対策の徹底に向けた指導の実施	3 6 11 14 17
		5-2 水環境の保全の推進	●河川水質の常時監視の充実、事業所に対する対策の推進 ●水環境保全に対する意識の向上	
		5-3 騒音・振動等の公害対策の推進	●発生源対策等の指導の強化　●規制基準に基づく指導の実施	
		5-4 有害化学物質等の発生抑制対策の推進	●有害化学物質の適正管理	
		5-5 災害に強いまちづくりの推進	●「分散型エネルギーシステム」の構築　●雨水の有効利用、水害対策の推進 ●避難地確保や延焼防止機能の強化　●災害発生に備えた体制づくり	
	6 環境教育及びパートナーシップの推進	6-1 環境情報の共有	●環境情報の提供　●環境情報の集積・共有化 ●新たな環境問題に係る情報収集・提供	4 12 13 17
		6-2 環境教育・学習の推進	●環境学習等の機会の充実　●環境教育を推進する人材の育成	
		6-3 多様な主体が取り組むエコ意識の向上	●環境パートナーシップの推進	